第18号議案

財産の処分について

上記の議案を提出します。

令和6年2月29日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

## (提案理由)

仮称中野四丁目新北口駅前地区第一種市街地再開発事業に関し、都市再開発法に基づき、区役所庁舎について権利変換を希望しない旨の申出を行い、補償金の支払を受けるため、当該財産を処分するに当たり、議決の必要がある。

## 財産の処分について

仮称中野四丁目新北口駅前地区第一種市街地再開発事業に関し、下記の建物について、都市再開発法(昭和44年法律第38号)第71条第1項の規定により権利の変換を希望しない旨の申出を行い、同法第91条第1項の規定により補償金の支払を受けるため、下記のとおり当該建物を処分する。

記

- 1 処分する建物及び所在地中野区役所庁舎 東京都中野区中野四丁目8番1号
- 2 処分する床面積
  3,038.61平方メートル
- 3 処分価格(最低限度額)金452,993,000円